

## 開 会

**【小橋大都市圏計画課長】** 定刻の10時となりましたので、ただいまから、国土審議会第九回首都圏整備分科会を開催させていただきます。

実は、本日のこの分科会が成立するためには、審議会分科会の委員及び特別委員総数19名のうち定足数である半数以上が必要ということで、10名の方が必要なわけですが、今のところ9名の方がいらっしやいまして、あと1名、中村先生は15分くらい遅れて確実に来るということでございますので、中村先生がいらっしやるということを前提に進めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

私は、本日の事務局として進行を担当いたします、国土交通省国土計画局大都市圏計画課長の小橋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、委員の皆様方におかれましてはご多忙のところ、また、週の初めの非常に貴重な時間をご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず最初に、本日の配布資料でございますけれども、幾つかございまして、お手元の資料の一番上に「国土審議会第九回首都圏整備分科会 議事次第」と書かれたペーパーがございますけれども、そこに本日の議事と配布資料の一覧が出ております。この場で資料の確認はいたしませんけれども、議事進行中に、万が一、資料の不足がございましたら、途中でも結構でございますので、事務局にお申し付けください。

次に、議事に先立ちまして前回の分科会開催以来以降、新たな委員の就任がございますので、ご紹介申し上げたいと思っております。

お手元に、資料1でございますが、委員名簿をお配りしてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

今回は、国会議員であります委員3名、地方公共団体の長であります委員1名、計4名の委員の方々が新たに就任されていらっしやいます。

まず、平成16年9月1日から委員に就任されております、参議院議員でいらっしやいます谷博之委員でございます。

**【谷委員】** どうもよろしく願いいたします。

**【小橋大都市圏計画課長】** 次に、平成17年7月12日から委員に就任されております、首都圏整備促進協議会会長、山梨県知事でいらっしやる、山本栄彦委員でござ

いますが、本日は代理として北崎秀一副知事がお見えでございます。

【山本委員（代理）】 よろしく願いいたします。

【小橋大都市圏計画課長】 なお、本日はご都合によりご欠席でございますが、衆議院議員でいらっしゃいます、八代英太委員が、平成16年11月29日から、また、参議院議員でいらっしゃいます、狩野安委員が、平成16年11月17日から新たに委員に就任していただいております。

その他の委員の皆様方につきましては、引き続き委員をお願いしております。

また、櫻田義孝委員は本日ご欠席でありますけれども、政策担当秘書の宇田川勲様が代理として出席していただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、杉岡分科会長、議事進行をよろしく願いいたします。

【杉岡分科会長】 分科会長の杉岡でございます。よろしく願います。

本日の議事は、審議案件が1件、報告案件が2件、計3件になっております。

それでは、議事に入ります前に、国土交通省の尾見国土計画局長からご挨拶をいただきます。願います。

【尾見国土計画局長】 おはようございます。今ご紹介をいただきました国土計画局長の尾見でございます。

分科会の諸先生方には早朝から大変お忙しいところをご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

日頃から国土交通行政各般にわたりまして、いろいろご指導をいただいておりますことに改めて感謝申し上げたいと思います。

本日は、今、杉岡分科会長からお話がございましたように、神奈川県小網代の近郊緑地保全区域の指定という案件がございまして、それが中心的な議題であります。この間、国土計画の関係で動きがございましたので、そのことについてもご報告をさせていただきたいと思います。後ほど詳しく説明させていただきますが、国土計画を巡る枠組みというようなことで、先週の金曜日参議院を通過いたしまして成立いたしました。国土形成計画法という法律を国土総合開発法を改正する形でつくらせていただきました。これに伴いまして、大都市圏の計画についても、それと密接なかわりがあるということで、枠組みについての整理をさせていただいたということであり。内容については、後刻、もう少し詳しくご説明しますが、全体として、今まで

の国土計画の仕組み、戦後、いろいろな形で構築されてきたわけでありますが、率直に言って、時代にフィットしなくなっている部分も少なくないという認識で、これから人口減少社会に取り組むわけでありますが、今まで人口が増えて経済が成長するというような形である程度うまく回っていた構造が、おそらく大きく変化していかざるを得ないだろうということだと思います。財政の問題とか、環境の問題とか、いろいろな制約もより顕著な形で出てくる中で、どうしたら本当に大事なことをきちっとやっていけるかということが課題なんだろうと思います。人口の増加を基調として、いろいろな制度の枠組みができておまして、そういうものも遠からずきちっと実態を見通した上で見直すべきものは見直すということにならざるを得ない状況ですし、何といたしても、戦後一生懸命頑張ってきて、相当程度の水準の国土基盤整備も行われております。これからは、どちらかというと国土経営管理というか、そういうことが大事になってくるのだらうと思いますが、そういう観点から、そのストックをいかにどういうふうに活用するかというところに視点を置くというようなこととか、あるいは利便性とかそういうことに対する基準というものも少し変化してきて、よく言われることですが、やはり安全とか安心とかいう価値のほうが今の国民には非常に強くなってきていると思います。さらに今回、安定という言葉も入れて、改革流行りではありますけれども、少しは落ち着いた暮らしがきちっとやっていけると。別の表現で言いますと、そういうことも大事だというようなことでありまして、そういう観点から制度改正を考えているところです。

もう一つは経済の関係でいくと、人口減少は経済に対してもおそらく影響が出てくるのはご案内のとおりであります。このままそれをまともに食らうと、東アジアの中で急速な経済発展が行われ、日本と東アジアの関係は非常に緊密化していく中で、日本のプレゼンスというか、そういうものは確保していけるのかどうか、これも大命題だと思いますが、そういうものにきちっと対応できるような計画づくりができるということで、いろいろな意味での思想転換を図る必要があるのではないかと考えております。

同時に、広域計画という新しいブロック計画的なものも施行しております。その関係で、大都市圏計画との間で今一定の整理をさせていただいたわけでありますが、時間の関係というか、大都市圏には政策区域とか、基本的に他の制度とも密接にかかわ

りを持っていますベーシックな制度がありますので、そういうことについてはこれからもう少し時間をかけて議論しないとできないだろうということで、最小限のもの考え方を整理させていただいたということだと思っております。

つい最近、首都直下についての地震、昨日も地震があったわけですが、直下型の地震の脅威というようなものも非常に懸念される状況になっておりまして、これは首都自身を非常に強くしていくと同時に、いろいろな意味でのバックアップも大事になってくるかなということだと思います。東アジアとの関係で、東京が何といてもきちっと東京を中心とした首都圏を育てていきませんか、日本全体が失速するということでもありますから、引き続き首都圏は非常に大事な地になると思います。それから、近畿圏につきましても、そういう意味で重要性がこれからますます増していくのではないかなと思っておりますけれども、そういうことについてこれからまた十分検討をしていきたいと思っております。

きょうは、先ほど言いましたように小網代地区の近郊緑地保全でありますので、これから大事な緑をきちっと保全していくということはより重要になってくると思いますので、よろしくご審議のほどをお願いしたいと思います。

以上でございます。

**【杉岡分科会長】** どうもありがとうございました。

それでは次に、本分科会の運営につきまして、ご確認をお願いしたいと思います。

それでは、事務局からご説明をお願いします。

**【小橋大都市圏計画課長】** 分科会の運営についてご説明申し上げます。

お手元の参考資料3をご覧ください。国土審議会運営規則があると思います。

国土審議会運営規則第五条第一項の規定によりまして、原則として分科会の会議又は議事録は速やかに公開するということになっております。

本分科会におきましても、議事録について委員の皆様にご確認いただいた上で作成し、速やかに公開いたしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いします。

**【杉岡分科会長】** ありがとうございました。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思っております。

最初の議事でございますが、お手元でございます資料3-1でございますが、「首

都圏近郊緑地保全区域の指定及び保全計画（神奈川県三浦市小網代地区）」についてでございます。

国土交通大臣から国土審議会の意見を求められております。そして、国土審議会運営規則第七条第一項の規定に基づきまして、当分科会に付託されております。したがって、当分科会でこれからご審議をいただくわけでございます。

それでは、小網代地区の首都圏近郊緑地保全区域の指定及び保全計画につきまして、審議に入りたいと思います。

初めに、事務局から説明をお願いします。

**【小橋大都市圏計画課長】** それでは、私から説明させていただきたいと思います。

お手元の資料で3－5がございますが、これに沿って説明させていただきます。

まず最初に、首都圏近郊緑地保全区域、特にその基礎になっております近郊緑地保全法という制度の概要についてまず説明させていただきます。その後、小網代地区についての概要を説明させていただきたいと思っております。

まず最初に、制度に入ります前に、資料3－2があると思いますが、そこに「首都圏近郊緑地保全区域の指定（案）」がありますけれども、その資料の後ろから2ページに、「首都圏における近郊緑地保全区域の状況」というカラーの図面が付いております。この図面を見ていただきますとわかりますように、制度といたしまして、首都圏整備法という法律で、このオレンジ色になっている既成市街地の過度の集中を防止するといった観点、それから、それに併せて、黄色のエリアでございますけれども、近郊整備地帯が、既成市街地の近郊でその無秩序な市街化を防止するために、計画的に市街化を整備し、併せて緑地を保全する必要がある区域といった定義付けをされておりまして、その緑地を保全する区域として、別途近郊緑地保全法に基づきまして、この近郊緑地保全区域を指定してきているわけでございます。

その目的は、良好な自然環境を有する緑地の保全に関し必要な事項を定める。近郊整備地帯での無秩序な市街化を防止して、首都圏の秩序ある発展に寄与するといったことになっております。この近郊緑地保全区域の要件が、後でも指定の要件として出てきますけれども、この制度の概要を示した資料3－5の1ページの部分で申し上げますと、近郊整備地帯の中で、まず近郊緑地といったものがありまして、これは別にどこ指定するわけではないのですけれども、その近郊緑地が単独もしくは一帯となる

近郊整備地帯内の緑地であって、樹林地とか水辺地等、単独もしくは一帯となって良好な自然環境を形成、かつ相当規模の広さを有しているといったのが、まず1番の要件としてかかっておりまして、次に、近郊緑地保全区域といったエリアについては、それプラス無秩序な市街化のおそれが大であるといったところを指定すると。それが第2番目の要件になっておりまして、かつ、3番目の要件として、その保全によって首都及びその周辺地域の住民の健全な心身の保持及び増進、あるいは公害もしくは災害の防止の効果の著しい地域といったことで、少なくとも3つの要件を満たすことが要件になっております。

その結果として、どういったメリットがあるかということですが、資料の次のページに、「近郊緑地保全制度の概要」という表が入っております。まず、近郊緑地保全区域については、指定主体は国土交通大臣ですけれども、これで指定した結果として、建築物等の新改増築、それから土地の形質の変更等を行うときには、知事に届出をする必要があると。その届出の結果、知事が緑地保全のため必要があると認めるときは、助言又は勧告を行うことができる。こういった制度になっております。

実は、近郊緑地保全区域の中に、さらに最初の資料3-5の1ページですが、ブルーのところ、近郊緑地特別保全地区といったものを入れてありますけれども、これをかけた場合にはさらに厳しくなります。資料3-5の3ページにありますけれども、我々は近緑と言っておりますが、特別保全地区の指定までしますと、開発等を行うに当たっては知事の許可が必要と。知事が許可をしない場合は、損失を補てんするとか、あるいは土地の改良を行うといった制度もありますけれども、今回はここまでは進まずに、その一個手前の近郊緑地保全区域を指定するといったことを行いたいと思っております。

近郊緑地保全区域ですけれども、お手元の先ほど開いていただきましたカラーの図面を見ていただきますと、近郊整備地帯の中に、緑色で細長いものとか、いろいろな形のものでございますけれども、これが18地域現在ございまして、全体で15,693haあります。今回の小網代が追加されますと19になるのですけれども、今回は実は、これが指定されれば32年ぶりの指定になるといったことで、30年間全然追加指定がないままにやっていたというのが現状でございます。

資料3-5の4ページでございます。手続の面を若干付け加えさせていただきます。

今回のこの分科会でご審議していただいた後、賛同を得られましたら、国土審議会の本審でもう一度諮るといったことになっておりますけれども、その他関係行政機関、例えば環境省とか、そういったところと手続関係で協議を進めてきておりました、ご意見がないということでいただいております。あと、住民説明会、それからパブリックコメント等もやってきております。住民説明会は、若干制度面とか手続面についてご質問がございましたけれども、それほど大きな反対という意見はいただいております。それからパブリックコメントは求めましたけれども、ありませんでした。

手続ですけれども、きょうご審議していただくのは、資料3-2で、先ほど告示の案をご覧いただきましたが、これが指定のときの規定のものでございますので、これを審議していただくのが1つで、これは官報に掲載されることで効力が発生することになっております。もう一つは資料3-4がございまして、これは近郊緑地保全計画の案ですが、これは保全区域を指定したときには、保全計画を決定することになっております。告示と保全計画の両方をご審議していただくのがきょうのメインテーマでございます。

それでは、資料3-5の次のページで、小網代の近郊緑地保全区域について説明させていただきます。

地図をご覧になっていただければわかりますように、神奈川県の小網代半島の先の方でございます。6ページですが、三浦市で面積は70ha。三崎町の小網代、初声町三戸の各一部となっております。写真を資料の中にのせておりますけれども、こういった形で海に面した緑地ということで、三浦半島は首都圏の南西部で唯一の大規模な緑地、農地、変化に富む岩礁、干潟の自然海岸、リアス式海岸から成っていて、多様な生態系を有しております。私も1週間くらい前に行って参りましたが、本当に緑豊かで、高台から眺めると非常に気持ちがいいですし、かつ海のほうに行くと、それはそれで、海プラス湿原もあり、さらにこの緑地が非常に緑が生い茂っていると。なかなか緑地の部分は整備されていないこともあって中に進むのが草花が生い茂っていて大変といった部分もございましたけれども、そういったところでございます。

7ページですが、保全区域には、この赤い線で引いた部分を保全区域として今回指定するという予定でございます。指定の基準ですが、資料の7ページの下に、A、B、C、Dと4つ入っておりますが、A、Dは必ず入っている。BとCはどちらか一方が

入っているといったことで、少なくともA、DプラスB、Cのどちらかといった3要件を備える必要がございます。

8ページでございますが、良好な自然環境の形成といった観点からでございますけれども、三浦半島は首都圏の南西部で唯一の大規模な緑地や農地、変化に富む岩礁、干潟等の自然海岸から成り、多様な生態系を形成しております。次のページにも文章で書いておりますけれども、水系を軸に、森・湿地・干潟・海の自然がつながる集水域の生態系が自然状態のまま維持されている首都圏で唯一の緑地、希少種を含む1,300種の多種多様な動植物が生息するといった場所でございます。希少種としては、後で写真にも出てまいりますけれども、オオタカとか、サラサヤンマとか、クロサギ等が生息するといったことでございます。8ページに戻りますけれども、生物多様性の保全といった観点から見ますと、このエリアは生物出現率といったことで見ますと、50%以上の出現率といったことでございます。9ページ以降は、写真でご覧になっていただいたほうが、ああだこうだと言うよりもわかりやすいと思いますので、写真を付けております。浦の川源流・上流域の植生といったことで、それから、次のページの浦の川水系におけるハンノキ、アイアシ等出ております。11ページは、浦の川水系の植生ということで、干潟から湾を臨んだときの景色とか、それから高台から見た場合の自然環境等が載せてありますが、12ページの最初の図面で、どんな動植物がいるかというのが書いてありますが、非常に字が細かくてほとんど読めないのではないかと思います。大変恐縮でございます。あと動物では、アカテガニとか、オオタカ、カワセミ等がございます。

次に指定の基準の2番目です。この資料に沿って言いますと、「住民の健全な心身の保持及び増進への寄与」といったことで、「自然ふれあい拠点としての機能」がございます。資料の15ページを見ていただきますと、自然観察の会といったことで、子どもたちやいろいろな会がこういった自然観察に来ていると。草木が生い茂っていて、なかなか奥まで入れない部分も随分あるのですけれども、こうやって楽しんでいただける部分もあると。16ページの自然保全環境の干潟の清掃の活動とか、それから谷のパトロール、花パトロールとか、ビオトープの整備事業とかいろいろ形成されておりますけれども、NPOの方々が非常に活躍されておまして、自然環境の保護に活躍されているといったところでございます。

指定の基準の3番でございます。「公害もしくは災害の防止効果」といったことで、ここは数字がないのですけれども、住宅地が丘陵部に隣接している中で、山林を主体とするまとまりのある緑地として浸透能や貯留量などの水環境保全機能が高い当該緑地は、水源かん養、洪水の防止等防災面で寄与する。それから、周囲を市街地に囲まれた状態で良好な自然環境が面的にまとまっている地域といったことで、微気象調整機能とか、温暖化防止機能等があるだろうと思っております。

重要なのは、次の「市街化のおそれ」でございます。周辺部だけでなく、地域の大部分が市街化区域であることから、周辺部において宅地化が進む等の土地利用が増加していることから、将来的な市街化のおそれが大きいと。18ページの資料をご覧くださいと、「土地利用状況（緑地の減少）」で、赤い丸で囲んであるところが緑地が減少した部分です。三浦半島の中で統計がある時点の1979年から94年までの間のものですが、約130haくらいがこの間減少してきています。

それから、「都市的土地利用の変化」といった面で下の図を見ていただきますと、濃い赤い色で示した部分が79年以降に都市的な土地利用がなされた部分ですけれども、結構市街化が進んできております。この下の図の小網代のすぐ南のほうも細長く市街化が進んできてきているといった現状が読み取れるかと思えます。こういった状況で市街化のおそれもあるといったことで今回この地域を指定したいと思っております。

次のページでございます。指定に当たっては保全計画を策定することになっておりますけれども、保全計画は資料3-4でございます。3-4は、いろいろなことが書いてあるのですが、基本的な部分だけ述べさせていただきますと、その中で法律に基づきまして指定する事項が、保全計画内における行為の規制とか、保全に関する事項と施設整備する場合のその整備に関する事項、それから、特別近緑の保全区域の指定をするに当たっての事項等を入れるといったことになっております。今回のこの保全計画の中で特に特徴として考えたことは、ゾーニングをしっかりしようといったことが1点目でございます。資料3-5の20ページの下の方で、「保全の基本方針」が入っておりますが、4つのゾーンに分けて、1番の干潟・湿地があるところと、それと2番の浦の川源流上流ゾーン、ピンク色のところですね。ここは自然観察等をしていただくと。歩道等の散策路も整備し自然観察等を楽しんでいただくゾーンにする。一方で、3番の北の谷、南の谷の領域ゾーンは保存に徹するといったことで、できる

だけ自然のまま保全をしていく。何か整備する場合も、必要最小限のものにして、原則は開放を考えないといったことを考えております。これと、保全計画のもう一点は、あまり具体的には書いてない一般的な記述ではあるのですが、NPOを含めた多様な主体による保全活動を計画の中に位置付けていこうといったこの2点を保全計画の特徴として入れております。

あとは、そのゾーンごとにどんな状況かというのを入れております。21ページは、湿原とか河口湿地、干潟ゾーンの写真、下のほうでは浦の川の上流のゾーンはこんなふうになっていますというのを入れております。一方で22ページの北の谷・南の谷流域ゾーンが樹林を良好な状況で保全しているといったことを考えているといったこととでございます。

それから保全計画の2番目の記載事項です。「施設整備の基本方針」という点です。まず、①のゾーンにつきましては、保全活動を支える施設の整備、ビオトープをはじめとする環境整備等を検討していくといったことをそれについての記述をしていく。それから次のページですけれども、浦の川の源流、上流域ゾーンにつきましても、浦の川に沿って利用者を安全に誘導するための散策ルートを設定。一方で、北の谷・南の谷ゾーンですけれども、これは現状をとにかく保全していくといったことが前提ですが、施設整備をする際には、樹林地としての自然環境に十分配慮する。施設整備といっても、散策路とかそういったのではなくて、環境保全をするいろいろな作業をするに当たっての小さな物置をつくるとかそういったことだと思いますけれども、将来のことを考えて入れてあるといったこととでございます。

大体ポイントだけ説明させていただきましたが、以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

**【杉岡分科会長】** どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明がございました神奈川県三浦市小網代地区の首都圏近郊緑地保全区域の指定及び保全計画につきまして、ご審議いただきたいと思います。どなたでも結構でございますが、ご質問あるいはご意見がございましたら、お願いいたします。

**【宮本委員】** ただいまご説明いただきまして、先日この議題を示されまして、私たまたま三浦半島に住んでいるものですから、休みの日に小網代に行ってきました。ま

さにお話のとおりでありまして、市街化地域に近接しておりまして、もっと早く指定すべき地域だったんだろうなという感じをいたしました。遅い感じもしますけれども、ぜひ地域に指定していただく必要があるだろうと思います。なかなかいいところで、休みの日に行きましたから、かなり人がいました。したがって、いろいろな方の協力を得ながら、特にNPOとかそういう民間の方の協力を得ながら保全していく必要があるだろうと思いますけれども、速やかに指定する必要があると思います。

それから、先ほどのお話を聞いていまして、32年ぶりということでございましたけれども、そういうことでほかにもあるのかもしれませんが、いずれにしても、過去に18ヶ所指定されているわけですね。そういうものについて、指定後どういう効果があったのか、ちゃんと保全されているかどうかとかいうことを一回フォローアップしてみる必要があるんじゃないのかな、あるいはしておられるのかもしれませんが、そういう感じを受けましたけれども、これは全く参考意見ですが。いずれにしても、本件はできるだけ速やかに指定されたらいいと、そんなように思います。

**【杉岡分科会長】** どうもありがとうございます。

それでは、そのほかに。

何かお答えがありましたら、一括して後でお答えください。

**【河野委員】** 今ご説明いただいたのは、大変わかりやすい説明だったのですけれども、これに対する反対というか、否定するような意見なりが今までの中でもしあったなら、それも教えていただきたいのですけれども。

**【杉岡分科会長】** それでは、何かありましたら、お答えください。

**【小橋大都市圏計画課長】** それでは、まず河野委員からのご質問についてお答えいたします。

地元で説明会とかも開きましたけれども、今の保全区域を指定するといったこと自体に反対といった意見はございませんでした。ただ、さらに特別保全地域に指定するといったことを神奈川県さんも考えて、これになる場合には買い取りとかもあるものですから、考えてはいるのですけれども、ちょっと時間がかかるといった中で、どうも神奈川県新聞に費用の関係とかも載ったらしくて、それで、地元の方々から幾らの話なんだとか、そういった地主の方からの費用の話はありましたけれども、今回のこの緑地保全区域に指定すること自体についての反対はございません。

32年ぶりと先ほど言いましたけれども、本当にサボっていたと言われればそれまでの話でございまして。どっちかという、調べてみますと、昭和40年代にどんどん指定をかけた後、おそらく開発重視みたいな状況がずっと続いて、なかなか指定がかけられないと。たぶん市町村としても、緑地はあるけれども、とにかく市街化がどんどん進む中でそっちを強要してきたといった状況だと思います。実は小網代もゴルフ場にするといった計画があったそうですけれども、幸いと言ったら怒られますが、バブルも弾けて、その計画を断念するといったことになったそうでした。今のこの時期のように、そういった開発意欲が若干衰えているときに、この機会をとらまえて、この指定をして、なるべくこういった緑地が保全されるようにと思っております。

過去において指定したところが、全くその指定によって開発されてないかという、これは届出と、知事がそれに対して必要なときに勧告をするといった非常に緩やかな制度なものですから、届出をして、知事がそのまま許容しているのもあれば、大体は知事のほうで勧告等をすれば、それに従って開発を縮小するなり、断念するといったことをやっていたているようなんですけれども、中にはそうはならないといった残念なケースもあるようでした。その場合は買い取りと、もう一歩進めて強い制度を導入するといった必要が生じているところでございます。大体年間この届出は結構300件ぐらい出てきているそうでございますが、知事からの勧告はそれに比べてわりと少ないものですから、現状といたしましては、開発行為がたぶん進んでいるといったところが結構あると思います。それでも、言い訳になるかもしれませんが、全く何もやってないよりは、こうやって昭和40年代から保存してきたことによって、かなりの部分は保全がされているといったことだろうと思っております。本当は許可しないうちに、許可という制度の前に、例えばなかなか勧告を聞いていただけない方に対しては、名前を公表するとか、そういったプライバシーとの関係もあるのですけれども、もうちょっと間に何か制度を入れるとか、そういったことも必要かなと思っております。

以上でございます。

**【杉岡分科会長】** ありがとうございます。

それでは、そのほかにございますか。

**【秋草委員】** 質問しようと思ったら、今答えていただきましたが。なぜ32年も何

もなかったのかということだったのですけれども。今回の小網代はぜひ指定していただきたいと思っています。今おっしゃったようないろいろな条件の中で、こういう指定地域をやることは、相変わらずこのままいっちゃうと、なかなか次の案件なり指定が出てこない。10～20年次がというふうな心配もしているのですが、もっと強制的、あるいは手続をもっと簡素化するか、何かそういうふうなことをやらないとあんまり進んでいかないんじゃないかという気がしますけれども、そのへんどうでしょうか。

もう一つは、こういう形で進められるのは非常にいいと思うのですが、小網代以外の回りの普通の方に対して、どういうふうなこういうのがあるんだということ、あるいはこういう政策をやっているんだということを知らせるというのは、私も全然こういう制度、政策を知らなかったのですけれども、それはどうなっているのかということ。

もう一つは、NPOに頼るのは非常に重要だと思っていますが、ある程度の財源支出は必要だと思っていますが、それはどういう形になっているのかということを知りたいと思います。

**【杉岡分科会長】** ありがとうございます。

そのほかに、今のご質問にお答えする前に、同じような質問があろうかと思いますが、もしありましたら、お願いします。

**【横島委員】** 今の秋草さんの関連なんですけど、パブリックコメントをかけたけれども、何もなかったというのは結構なことのように聞こえますが、ようやくこういうことができる時期に来て、しかも、景観三法の裏付けもあるから、国土総合開発法の改正も相まっていいチャンスになってきたという読みもあるのだろうと思うのです。宮本さんの話ではないけれども、次の候補地があるのかどうか。どこを用意しているのか。もしないとすれば、私はパブリックコメントを逆にかけてみて、ここを守ってくれという声を聴くような対応をしておかないと、霞が関の机上でここにやろうという発想では間に合わない時代感覚だろうと思うのですが、そのへんについてのお答えをお願いします。

**【杉岡分科会長】** ありがとうございます。

同じような質問はございますか。

**【中村委員】** この小網代については、本当にぜひぜひやっていただきたいというのが、今のご説明を伺った気持ちです。

今言われたのと全く同じことを言おうと思っていたのですが。ここに保全区域を1、2の要件を満たすものとする、いただいた資料にありますね。「相当規模の広さ」とあるのですが、この「相当規模」というのはどのぐらいないといけないのでしょうか。と申しますのは、今たぶん開発というものの必要性、そろそろ少子化とかいろいろなことがあって、もう抑えてもいい時代ではないかという感覚が片方にありながら、経済活性化となると開発しかないみたいな気持ちもまだなくならない中で、もうちょっと小規模なところも開発されています。私は今世田谷におりますけれども、そういう中で国分寺崖線なんか、私のいるそばの具体例で言うとそうなんです、そのくらいのところでどんどん開発が進んでいるんです。そこに住んでいる者が意見を言っても、規制がかかってないところでは何の効果もないんですね。たぶん横島委員が今おっしゃったように、意見を聴けば、このところはぜひ残したいという意見は出てくるんじゃないかと思っております。ただ「相当規模」がここにある小網代ぐらいでないといけないというとなかなか難しいのですが、今首都圏で考えたら、もうちょっと小さめなだけで、ぜひここを残しておいたら将来的にいいという場所はたくさんあるように思うものですから、そのへんのところをちょっと伺いたいと思います。

**【杉岡分科会長】** ありがとうございます。

**【黒川委員】** きょうの議題ですけれども、小網代の保全計画もきょうの審議の対象になっているのですか。それとも、区域指定（案）が審議の対象になるのでしょうか。

**【小橋大都市圏計画課長】** 両方です。

**【黒川委員】** わかりました。ちょっとそれだけ確認しておきたかったものですから。

**【杉岡分科会長】** それでは、お答えをお願いします。

**【小橋大都市圏計画課長】** できるだけメモをしたつもりではございますけれども、中には答えるのを失ってしまうものもあるかもしれませんが。

まず、規模の件ですが、これは本当に「相当規模」としかいってなくて、では、どれくらいかというのは明確な基準がないのが正直なところなんですけれども、首都圏整備法の流れを組む近郊緑地保全法といった観点からすると、今は全く形式的な話を言いますけれども、首都圏での広域的な影響といったことがまず前提になっているも

のですから、それを踏まえてのかなりな広さといったことになってしまっているのですけれども、実はこの法律とは別に都市緑地法がございまして、こちらのほうはもう少し狭い範囲について指定して保全していくといった制度になっています。さらに、中村委員がおっしゃったのは、たぶん、そういった都市緑地法でもカバーしきれないようなもっと狭いお屋敷の付近の何とかとかそういった緑地だと思いののですが、そういったご指摘は結構あちこちからいただいております、残念ながら今の制度ではなかなかカバーしきれなくて、例えば相続が起きたときに、税が払えないものだから、もう切り売りするとか、ある日突然その付近の木が切られてしまって、別のものになっているとか、そういったのはあちこちから言われております、今後こういったのをどうしていくかというのを、首都圏の問題として認識はしているのですけれども、なかなかどうするかというのは、特に一番大きいのはたぶん税の関係とかだと思いののですけれども、これがなかなか理解を得られない部分でして、我々にとっては非常に大きな課題になっておりますという言い訳になるのですが。

それからパブリックコメントですが、横島先生からいただいたような逆パブリックコメントというか、募集するぐらいにしろと。なるほどと思いますので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

秋草委員からもあったのですが、そもそも広報をやっているのかといったことも含めて考えると、正直なところ、広報というものはあんまりやってないというのが正直なところですが。ただ、これを指定して何もやってないかという、そういったわけでもなくて、2～3年前から、首都圏における水と緑のネットワークのランドデザインをつくってきておまして、ここでもご紹介させていただいたと思いますけれども、その中で改めて保全の区域、指定の区域も入っています。プラスいろいろ再生すべき部分とかもランドデザインの中では入れているのですが、その中で具体的にいろいろな地域ごとにNPOの方々とか、それから地域の地方公共団体の方、関係者も含めてワーキンググループとかをつくって、具体的な保全活動をしているといったことをやっております。では、首都圏の市民全員にこういったことが知られているかといったら、全くそんなことはないと思いますので、これは我々の広報不足でございまして。

それからさらに、候補地でございましてけれども、実は去年のこの会合で、小網代だけではなくて、さらに見沼田圃等の紹介をさせていただいたのですが、埼玉県の三富

新田、見沼田圃、神奈川県の岩瀬についても今進めているところでございます。地権者の方々等の関係もあり、最初は今回一挙に4ヶ所ぐらい指定ということを考えていたのですけれども、ちょっと遅れてしまいまして、近い将来はぜひこの3つの指定を追加していきたいと思っております。

以上でございます。

**【杉岡分科会長】** ありがとうございます。

ほかに。

**【黒川委員】** 私もこの小網代地区をこういう指定をすることについては大賛成でございます。少し保全計画まで入っているきょうの審議会の審議事項だとすると、ちょっと聞きたいのは、この保全計画によって4つのゾーンに分けることを言っておられるけれども、事前の調査をどれくらいの期間に、ここの生態系を調べてあるのかとかそういうのがわからないと、こういうゾーンにするのがいいのかどうかというのはわからないので、少しそういう資料があればよかったということと思います。

今、特別保全地区をもしかしたらその次の段階でかけるということを前提にしたときの保全計画と、一般地域としての保全計画だと少し質が変わりはしませんか。これはわりと大枠で決めてあるという感じなんですけど私自身こういう保全をするというときに、人間との関係をどうしようかと。例えば今度世界遺産に指定された知床とか屋久島とかああいうのもそうなんですけど、ああいうところは、保全するためには人をなるべく近づけないほうがいいという考え方と、そういうものについてはなるべく多くの人に見ていただきたいという立場と両方あると思うんですね。こういうところでも、保全するゾーンと、それから割と人が入って行っていいゾーンをつくりたいときの考え方が、そこらへんどういう整理をしてあるのかというのをちょっとお伺いしたいというのが1点。

もう一個、もう少し専門的になりますが、この地域は今、市街化区域に部分的になっているという話を説明で伺ったのですが、もし、この保全地域に指定したならば、都市計画法上の市街化区域は外すということを前提にこの審議をされているのかということ、この2点をお伺いしたい。

**【小橋大都市圏計画課長】** 最後の市街化区域の関係ですけれども、ここのエリアは、おっしゃるとおり市街化区域になっていて、思想として、開発が許容される部分が何

で近緑といった思想が矛盾するんじゃないかといった観点もあるかもしれませんが、  
実は…

**【黒川委員】** いや、矛盾はすることは無いと思うんですよ。ただ、外すという…

**【小橋大都市圏計画課長】** 神奈川県さんで、今は市街化区域になっていますけれども、それを市街化調整区域にするといった方向で今検討をさせていただいております。これはたぶん近い将来そういった形ということだと思いますけれども。

それと特別近緑との関係ですが、あくまでも特別近緑というのは今回の近緑の部分集合で、別に今回指定するエリアを全部そのまま特別近緑にするといったわけではないので、その部分、ひょっとしたら全部になるかもしれませんがけれども、原則部分で、特に何とかといった要件が違ふ、もっと厳しい要件になっていますので、それは必ずしも今回指定した後に、次に特別近緑をかけることを考えたときに、その要件が合わなくなるとかそういったことはないということでございます。

それから保全の考え方ですけれども、非常に専門的に生物学的に、このゾーンとこのゾーンがつながっているとか、そういったことは正直申し上げてかなり前の調査があつて、それ以来やってないのですけれども、私有地だということもあつて、なかなかやれない状況なんです。ただ、先ほど言いましたように、このゾーニング自体は、現在使われて、ある程度人が入っているところは、そのまま楽しんでいただくと。だけど、まだ使われてない部分は、できるだけとにかく保全していくといったことで分けよう。これを分けなくて、すべてが楽しんでいただくといったことになると、先ほどご指摘があつたように、どんどん人が入って行って、結構草木が生い茂っているので、なかなか踏み込むのも大変だとは思いますが、それでも中に入行って荒らされると。あるいは何かごみを捨てたりとかということが生じると思いますが、とにかく保全がまず第一番だといったことで、そのうちのある部分は楽しんでいただくということだと思っております。

以上でございます。

**【杉岡分科会長】** ありがとうございます。

では、そのほかに。

**【谷委員】** 今の質問・答弁にちょっと関係するんですが、2つほどお聞きしたいと思っております。

私は国会では環境委員をずっとやっているのですが、1つは、こういう半島と申しますか、離島とか島とかそういうところは、今、人が入ってきての話がございますけれども、かなり外来生物とか、動植物が入り込んで来ると、これはやっかいな問題が出てくる、そういうふうな特殊性がありまして。現実にはそういうことはまだ起きてないのかもしれませんが、例えば帰化植物とか、あるいは故意に動物を遺棄するとかそういうことになってくると、どんどん生態系が変わってくるという、こんなおそれがあるわけです。ゾーンを4つに分けて、入って行けるゾーンと残すゾーンというふうに分けているわけですが、そういう点のいわゆる環境教育とか、NPOの活動のそういう逆の面ではやっぱり考えておかなければいけないんじゃないかなと思うのですが、そういう意味では、どこでもそうですけれども、自然の生態系を残していくためには、かなり全国的にも慎重に取り組んでいる地域もありますけれども。これは、この2つのゾーンを開放することになれば、やっぱり基本的に考えていく必要があるのではないかなと思っています。

それからもう一点は、この一つの地域、小網代を指定することによって、どれだけそれが一つの拘束力を持つかというふうなことですけれども、逆に、いわゆる規制というのは、どうしても残したいということになれば、二重三重に規制をかけていくのが非常に大事なのではないかなと思うんですね。幸い神奈川県とか、神奈川の市町村、横浜とか川崎なんかもそうですけれども、非常に強力な強い環境影響評価制度を持っております。したがって、例えば、この地域を開発しようとする、この指定をある程度規制をかけると同時に、もしも何か開発行為が起きたときには、そういうふうなアセスを使ってさらにそれを強化する、規制をするというようなことも考えられると思うのですが、そういう土地はあくまで私有地ですよ。そういうことからすると一つの限界があるとすれば、そして、どうしてもそれを最後に止めるためには、その土地を公的に購入しなければいけないというふうな一つの限界が財源的にもあるとすれば、さらにもう少しいわゆるアセスのような形で二重にその強化をすると、そういうふうな考え方が持てないものなのかどうなのかというようなことを考えておりますが、そのへんはいかがでしょうか。

**【杉岡分科会長】** それでは、お願いします。

**【小橋大都市圏計画課長】** まず、最初の件については、ご質問にちゃんと合ってい

るのかどうかちょっとよくわからないのですが、まず、外来種の話ですが、これは余談的になりますが、神奈川県さんから聞いたところでは、どうもアライグマを捨てた人がいるのでしょうかね、それでもって随分繁殖して200匹ぐらいはいるそうでした。NHKでもそれをやっていたそうなのですが、非常に強い生物なので、例えば先ほどのアカテガニとかオギのビオトープでいろいろ保全しようとしていても食べてしまうとか、いろいろ問題が生じているらしいのですけれども、一方でこれを駆逐しようとする、また、その保護団体みたいなのがいらして、アライグマをとらえることはけしからんとか、そういったことを言う人たちもいて、なかなか処理に困っているんだといった話を伺っております。

それをどうするかはちょっと別にして、子どもたちも含めてこういった部分を楽しんでいただく中で、環境教育をしていくといったことは、なかなか役所のレベルだけではできない部分もあると思うのですが、NPOの方々は幸い非常に活動が活発なところでございまして、そういったのと一体となってやっていくしかないかなとは思っております。アセスというのも一つのアイデアだと思っております、非常に重要なところなんだといったことをどんどん世の中に言うことによって開発行為がしにくくなるといった環境をつくっていくしかないのかなと。それと、例えば開発行為をしようとする場合にその氏名を公表するとか、そういった手法を考えていかざるを得ないのではないかと思っております。

以上でございます。

**【安藝委員】** これは70haという大変な面積ですけれども、当然この中には地主の方もいらっしゃると思いますね。これを公的に購入する、地方財政で負担すると、こういうことになっておりますけれども、実際、70haの土地の全部を神奈川県が取得するという形の財政的な裏打ちが取れているのかどうかですね。それが1つ。32年間指定がなかったというのは一つには財政上の問題もあったんじゃないかと。

それからもう一つは、バブルが崩壊する前は新市街地の開発だということで、40キロ、50キロ、どんどん外延部に住宅地が伸びていったわけですね。ところが、バブル崩壊以降、郊外の宅地開発事業は事業性がなくなってきています。これから少子高齢化で、例えば我々は不動産業の仕事をやっておりますけれども、どんどん都心回帰で、皆さん子離れをしたお年寄りがご夫婦でもって都心のマンションに入られると

いうケースが非常に多いんですね。ですから、郊外に住宅をいくらつくっても、需要は少ない。新市街地という概念がもうなくなってきているんですね。そういう意味では、土地の価値は、バブル崩壊後は、資産として保有するという概念から、収益価格にシフトしておりまして、その土地からどれだけの収益が上がるかということによって価値が決まると、こういう概念に大きく変化してきております。

そういう状況の中で、近郊緑地保全区域を指定するのは一つの大きなチャンスじゃないかという気がします。さっき地図を見たのですが、青い箇所が少ないですね。だから、もう少し、先ほどお話が出ましたように、面積を小さくするとか、あるいは地方財政大変厳しい状況の中で、何か手立てを、例えば国がバックアップするとかを考えていく必要があると思います。今回は32年ぶりということですが、そういう指定のチャンスは今をおいてはないだろうと。また、都心部等でバブルが出てくる可能性もないわけではありませんけれども。いずれにしても、新市街地はいくら造成をしても、なかなかお客さんは来てくれないという状況でございます。ぜひ郊外部にはいい緑地があると思いますので、指定をしていただきたいと思います。

**【杉岡分科会長】** ありがとうございます。

**【小橋大都市圏計画課長】** 私のほうから一言だけ。

まず、これを特別近緑としてやっていく上で、買い上げの分なんですけど、今は企業と20ぐらいの個人の地主の方と、それと神奈川県が保有している分が何%かはあるのですけれども、全部とは言わないにしても買い上げていくことはやっぱり費用が非常にかかる話なので、神奈川県さんも今後なるべく早く指定をしていくといったことで検討をするといったことにしておりますけれども、財政上の問題があつて、ちょっと時間はかかるといったことでございます。

今おっしゃったように、本当にバブルが弾けて、こういった自然環境の面から見ると、今は非常にいいチャンスでございまして、今後、おそらくさらに、安藝委員がご指摘のように、郊外部の人口が都心回帰の中で減るとかいった状況になると、今の例えば開発されたところも、そこをそのまま放っておけば、荒れていくだけの可能性もあるので、それもまた緑地とかにどう転換していくのかとか、いろいろあるのですが、なかなかどういう手法でやるのかというのが見つからないところで、ぜひお知恵を拝借できればありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**【杉岡分科会長】** その他何かございますか。

特にほかにご発言もないようでございます。

それでは、ここで皆様にお諮りいたしたいと思えます。

議案でございます「首都圏近郊緑地保全区域の指定及び保全計画（神奈川県三浦市小網代地区）」につきまして、原案のとおりご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【杉岡分科会長】** ありがとうございます。

異議がないようございますので、この案件につきましては、異議がない旨を国土審議会本審に報告をいたしまして、本審でご審議いただくこととなります。

なお、この件につきましては、8月の月上旬に国土審議会で審議がなされまして、8月末を目処に告示いたしまして、そして、効力を発効という予定と聞いております。

それでは、次の議事に移りたいと思えます。

第2の議事は「国土総合開発法等の改正」についてでございます。

これは報告事項でございます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

**【野田総合計画課長】** 総合計画課の野田でございます。よろしくお願ひいたします。着席させていただきます。

お手元の資料の4-1でございますか。こういうイメージ図の入った資料でございます。これに基づきまして、ご説明をさせていただきたいと思えます。

国土総合開発法等の一部を改正する法律案ということでございまして、国土総合開発法は昭和25年に日本の国土の開発に焦点を当ててできました法律でございます。その後、特定地域総合開発、水系の総合開発とか、5次にわたります全国総合開発計画をつくりまして、日本の国土の整備・開発を進めてまいったわけでありましてけれども、第4次の計画ができました昭和62年以降、この法律自体がなかなか時代の流れに合わなくなってきているのではないかと、改正の必要があるのではないかとといういろいろ議論が進みまして、平成10年にできました第5次の全国計画、これは「21世紀のランドデザイン」と呼んでおりますけれども、この計画の中で国土計画体系の抜本的な見直しということがうたわれたわけでございます。特に国土総合開発法の中には理念が記述されていないとか、それから、行政改革、分権といったようなことに

対応できていないとか、また、全国計画については、特にその指針性に重点を置いた抜本見直しが必要ではないかということが、計画の中自体に計画を策定された時点で記述をされておったということをごさいます、その後、この改正について国土審議会等におきまして、さまざまな検討をしてみたいわけをごさいますけれども、平成15年度末に制度の検討委員会から報告が出てまいりまして、昨年の夏から本格的に法律の改正案をつくりまして、政府部内の意見統一、今年の3月1日に法律案の閣議決定を行いまして、それを国会でご審議をいただいたということをごさいます。5月18日から審議に入りまして、先週の金曜日に参議院本会議で議了したということをごさいます。

以上、経緯をごさいます、具体的な中身につきまして、こちら側のイメージ図でご説明をさせていただきます。上の箱の中に記述してごさいますように、そもそも名称につきまして、国土総合開発計画について国土形成計画に「開発」という文字を落としてさらにさせていただいたということをごさいます。そのほか、計画事項の拡充、それから、自治体からの提案制度、また、広域地方計画の創設を行いまして、その他の国土利用計画、大都市圏の計画との整合性を図りながら、その簡素化、また、地方計画については廃止というような主要な改正を行ったというのが概要をごさいます。

改正の柱といたしましては、その下にごさいますように、2つの大きな柱がごさいます。1つ目は、国と地方の協働によるビジョンづくりということをごさいます。これまで全国総合開発計画と申しますのは、これは霞が関で、地方の事業に至るまで計画の中に書いてきたわけをごさいますけれども、その計画をできるだけ地方というところに重点を置いて策定をしていくという形に変えていこうというのがこの改正の焦点をごさいます。地方分権の流れにも合致しておるものであると。名称につきましては、国土形成計画という名称にしてごさいます。全国計画と広域地方計画の二重の構造にしてごさいます、全国計画につきましては、支援性を高めることから、国の責務の明確化に焦点を当てまして、これまでのような事業につきましては、地域の事業については、個別に記述することはしないというような方針で計画を策定していくことにしております。むしろ、軸足は広域地方計画という計画のほうに移しまして、これはブロック単位で国と都府県が徹底した協議、議論を経まして計画を策定していく。こちら側も広域地方計画の中で、必要不可欠な個別の事業について記述をし

ていくというふうに定めております。

特に広域地方計画を定めますために、その下の白枠の中に書いてございますように、広域地方計画協議会をそれぞれのブロックで組織をしていただく。この広域地方計画協議会の中には、国の地方支分部局、関係都府県、政令市、さらには地元経済界等々が入っていただくことによりまして、この場を通じて徹底した国と地方の協議・議論を通じまして、それぞれのブロックに応じた計画を策定していただく。その場合に、特にこれまでの広域地方計画の中には陳情書のような形で事業が書いてあったわけですが、そういうものを必要最低限のもの、必要不可欠なもの、なおかつ、広域に寄与するという事業の前提をして、事業について記載をさせていただくと、そういうことを考えておるわけでございます。

また、こういった計画を策定するに当たりましては、多様な主体の参画ということでございまして、全国計画につきましても、地方公共団体の計画提案制度を設けておりますし、いわゆる国民の意見についても十分入れさせていただくというような条文を設けておるところでございます。

それから2つ目の柱は、開発中心からの転換ということでございます。これは、これまで20世紀中は右肩上がりの経済でございますし、人口も戦後急速に伸びてまいりまして、8000万ぐらいの人口から2006年に1億2770万ぐらいでピークアウトするわけでございますけれども、そういう量的拡大の時代から、人口減少下の安定した社会に応じた計画に変えていくことから、開発という文字を落として、成熟社会型の計画に転換をしていくことを定めておるわけでございます。特に、例えば計画事項につきましても、箱の中にもございますけれども、景観、環境といった国土の質を重視していく。それから、つくるべき必要不可欠なものについてはつくっていくわけでございますが、現在、十分に蓄えてまいったインフラのストック、こういうものを積極的に活用していくという考え方を取り入れているということでございます。

それからもう一つの国土の資源についても十分にレビューをすることを考えておりますし、いろいろこのところ話題になっております海洋の問題、こういうことについても新たな計画事項として定めておりまして、国際協調にも配慮しながら国土計画をつくっていく。結果といたしまして、国民生活の安全・安心・安定を確保し、地域の自立的発展を可能にする国土の形成を進めたいというのが今回の法改正のねらいで

ございます。

また、その下のところに注書きがしてございますけれども、国土利用計画とは一体的に作成をしていく。一体的に作成をするというのは、計画をつくっていく過程で同時並行につくりまして、できるだけ抜本、同日閣議決定というような形で一体化を図っていきたいということでございます。それから、広域地方計画ができます関係上、大都市圏整備の計画につきましても、合理簡素化、または地方開発促進計画については廃止ということで、国土計画全体の簡素化・一体化を図って、国民にもわかりやすい国土計画体系にしていきたいと思いますというところでございます。

次のページに法律の概要がございまして、繰り返しになる部分がございますので、ポイントだけご説明をさせていただきますけれども、「2. 国土形成計画」につきましては、国土の利用、整備・保全ということでございまして。特に開発というものから整備という形に変えさせていただいておるところでございまして。この整備という表現の中に、既存ストックの有効活用という概念が入っておるというふうにご理解いただきたいと思っております。それから、先ほど申しました計画事項でございまして、これも時代の流れを反映いたしまして、できるだけ新しい表現等に変えていっておるということでございまして、特に②の海域の問題、それから⑧の環境、景観、これについては新規に計画事項として入れたというものでございます。

それから3番目につきましては、これは第5次の計画の中でも理念といわれておりました、これまでの国総法の中には基本理念もなかったということでございます。新たに基本理念を追加いたしまして、①として、自立的に発展する地域社会、②として、国際競争力の強化と科学技術の振興、③といたしまして、安全が確保された国民生活。④として、地球環境の保全にも寄与する豊かな環境、こういったことを理念として定めておるところでございまして。

それから4番目の「全国計画」でございまして、これは「(2) 作成手続」をご覧いただきたいと思っております。国土交通大臣が、国民の意見を十分に反映させまして、関係行政機関の長との協議、それからまた、都道府県・政令市の意見を聴いて、国土審議会の審議を経て、計画の案を作成し、閣議の決定を求めるという作成手続でございまして。この場合には、国土利用計画の全国計画と一体のものとして作成すると定めております。

次のページにまいりまして、5番目には全国計画の政策の評価、6番目には全国計画に対する自治体からの提案を定めております。

7番以降には、広域地方計画のことについて記述しております。まず、広域地方計画につきましても、その区域自体を、これから2つ以上の都府県の区域をもって広域地方計画区域としたいということをごさいます、これについてはこれから十分検討して政令で定めると考えております。下のところに注釈として、多くても10区域ぐらいのものを考えているということをごさいますけれども、これはいろいろな議論がございまして、これから十分な審議を経て定めていきたいと思っております。

それから8番目に広域地方計画でございまして、これも「(2)作成手続」をご覧いただきたいと思っております。国土交通大臣が国民の意見を聴いて、広域地方計画協議会における十分な協議を経て、関係行政機関の長と協議して計画を作成するということをごさいます。

9番目には、先ほど申しました広域地方計画協議会でごさいます。上で定められた区域ごとに協議会を定めまして、国、自治体、関連いたします経済界等が入りまして、この場で徹底した議論を行うということをごさいます。

それから10番目に、広域地方計画につきましても、市町村からの提案ができるようにしているということをごさいます。

それから、今回の改正に伴いまして、IIとしまして「国土利用計画法の改正」。この中に「国土形成計画法による措置と相まって」という表現を入れて、その整合性がとられるようにしてごさいます。それから、大都市圏整備法につきましても、これは財政の特例がございまして、この法律自体は残っていくということをごさいますけれども、事業計画を廃止して、できるだけ簡素化を図ったということをごさいます。それからその下の4つ目の地方開発促進法につきましても、これは5つある法律でございまして、広域地方計画で対応するというごさいますので廃止をさせていただいたということをごさいます。

これが法律改正の概要でございまして、今後の予定といたしましては、国土形成計画の全国計画につきましても、大体一両年で作成をしたいと思っております。したがって、平成18年から19年ぐらいにかけまして、全国計画を定めていくということをごさいます。それから、広域地方計画につきましても、今後、概ね1年ぐ

らいで圏域の決定をいたしまして、それを政令で定める。それから、全国計画の検討内容を踏まえまして、平成20年ぐらいまでにそれぞれのブロックごとの広域地方計画を定めてまいりたいと考えているところでございます。

簡単でございますが、私からの報告とさせていただきます。

**【杉岡分科会長】** ありがとうございます。

いろいろな質問があろうかと思いますが、まず私から、首都圏との関係ですね。特に首都圏整備計画との関係、それから首都圏整備分科会、それがどうなるのか。具体的に首都圏との関係、今まだこれから政令で検討されることがたくさんあろうかと思えますけれども、今大体の方向がわかりましたらお願いします。

**【野田総合計画課長】** 首都圏につきましては、基本計画・整備計画・事業計画という三本立てになっておりまして、これの事業計画については廃止をさせていただくということでございます。それから、基本計画と整備計画については、これを一本化して首都圏整備計画という形にさせていただきたいと思っております。広域地方計画の関係で申しますと、広域地方計画で定めます計画につきましては、まず、その圏域がこれからそれぞれの自治体、それからいろいろな意見を聴きまして定めていくということでございますので、圏域自体が首都圏整備計画の圏域と全く一致するかどうかについては、これは今後の検討を待たなければいけないということでございます。

それから、内容につきましても、首都圏整備計画の場合には、財政の特例というのがございますので、当然そういうものが中心になって計画が定められるということでございますが、国土形成計画の広域地方計画の場合には、やはりビジョンというところはかなり重点が置かれてくるわけでございますし、それから、そこに記述されます事業につきましても、首都圏全体に影響が及ぶような、非常に波及効果の大きいもの、さらには範囲の広いもの、そういうものを中心に広域地方計画協議会で十分にご検討をいただいて、必要不可欠なものを記述していくと、そういう形で分けと申しますか、役割分担をしていくと考えておるところでございます。

それから首都圏の分科会につきましては、これは現在の枠組みの中で進められると考えてございます。

**【杉岡分科会長】** 何かご質問がございませうか。

**【中村委員】** 質問というよりは、この国土審議会に伺うと、よいお話が伺えて何か

とても元気が出るのですが、現場を見るとなかなかうまくいかないところがあります。これはそもそも国土づくりが大変なことだからだと思います。ただ、今回の変化で、ストックの活用をお出しになったのは、とてもよいことだと思います。今までも、こういう考え方はおありになったのかもしれませんが、やっぱり開発開発で来たと思います。先ほど、緑地保全のときのお話にも、一度開発してしまったところをもう一回緑地化するというを考えなければいけないとおっしゃったのですが、両方をつなげて考えて、ストックと回復とは別の話ではないと思って伺っていました。ストックの活用というのは、日本はわりあいへたなところなので、ここをぜひぜひ大切にしていきたいと思いました。

ただ、これは、先ほどから出ていますように、お金がないとなかなかできない。日本にもトラストという名前の協会がたくさんできてきたのですが、やっぱりお金がないから力が持てないんですね。これはやっぱり税制との関係も大きいと思います。イギリスのトラストの持っている力などを見ると、ああいうふうにならなければいけないと思いますので、税制はこちらのお仕事ではないかもしれない、違う省庁かもしれないのですが、やはり国土をつくるという立場から、そういうところへの寄附の税制などを考えていただきたい。今少し変わってきましたけれども、それを国土づくりの立場からも推し進めていただくと、開発から形成にお変えになった意味が出ると思います。この変化は、私の立場から言うととてもありがたいことなんです、それを活かす一つの手段というか方法になるかなと思ってお話を伺っていました。

**【尾見国土計画局長】** 今、中村先生がおっしゃいましたけれども、先ほども近郊緑地の保全の話ともからめてご説明したほうがよかったかもしれません。もともとこれほど急速に都市への人口集中が起きるとは思っていなかった部分がやっぱりあると思います。グリーンベルトをつくるというのが最初の計画だったと思いますけれども、それがだんだん妥協して、市街地と緑地をごちゃ混ぜにして、そういうものに満たされたものにしようというようなことでの計画が変わってきたと思うんですが、人口が減るのは、それこそ必要なお金が仮に用意されれば、本当の意味で豊かになる。都市は急速な都市化のために、残念ながら窮屈な思いをしているわけですが、本来はもう少し負の遺産といわれるようなものを少し時間をかけて解消していけば、豊かなチャンスだとは思う。

ですから、それはいずれも、例えば先ほどもちょっとお話が出ていましたが、宅地化しても、だんだん人が住まなくなって、歯が抜けたような状態になったところをどうするのかと。元の姿に戻すと、自然再生の一つのやり方じゃないかと。そのときには、やっぱり常に原資をどうするんだということになりまして、日本にはなかなか寄附文化がないと。どちらかというと、例えばアメリカのように企業でもトップの方はたくさん稼いで、その分は寄附という形で社会還元するというような構造ではなくて、みんな薄く広くというか、そういうことになっていますので、なかなか難しいと思うのですが。でも、いずれにしても、これの手当をどうするかということを考えないとこれからの時代はあれだろうと思う。

私自身は、例えば100年の国債を自然再生債と称して出せないのかと。皆さん方に自分の子どもとか孫に渡すのではなくて、後世の世代のためにそういうものを例えば買っていただくと、利回りなんかもう関心がないと、ただ、処分性だけは多少はあるとか、財産がゼロにならないという担保さえあれば買っていただくとか、そういう場合には相続税の世界でも何とかできないかと。相続税も、今は数%しかお払いになってないわけですから、インセンティブとして効かないのですが、もう少し薄く広く大勢負担をするという世界の中で、例えばそういう枠組みをつくっていくとか。おそらく、今までの仕組みをそのままやったのでは、ほとんど答えにならないという感じがしております。これからの計画の中では、そういう一番大事な根っこのところ、今のお話以外にもたくさんございますので、そういうものについてちゃんと議論をして、方向を出すということにしたいと実は思っております。

ちょっとあえて申し上げたのは、先ほどの首都圏分科会のあり方ですが、結論から言うと、今、検討中ですが、今までは、その各ブロックの計画は、中央で、例えば地方で議論してまとめたものでも、中央で国土審議会にお諮りをして、これでいいか悪いかというようなことをやっていたわけですね。そういうことは分権の名に値しないのではないかと。なるべくそこで決まったものはそのままというような感じでものを考えたらいいだろうと。広域計画そのものではないのですが、首都圏計画も残るわけですがけれども、そのことの扱いについても、そういう扱いと平仄を考えたら、なるべくその関与を減らすという形で制度仕組んだほうがいいんじゃないかという問題意識は持っております。ただ、いろいろなところとの調整も必要になりますので、これか

ら結論は考えさせていただくと、こういうつもりであります。

**【秋草委員】** 非常に難しい質問なんですけれども、ここで地方での自主性がうたわれて、とにかく地方と中央と意見を合わせながらやりましょうと。これは非常にいいと思うんですが、一方、自主性は非常に難しいわけでございまして、私も民間の会社で、関係会社では、自主性という、やるのはいいんだけど責任をどうするんだと。金ばかり使ってとか何とかになっちゃう。やっぱりこれも同じで、それぞれ地方いろいろあるのですけれども、その中での自主性ということは、ある意味では地方同士の競争社会、あるいは地方対地方の競争という、そういうコンセプトが入らないと、自由にやっていいよと、あとは国が面倒を見るよというのではしようがないわけで。方法論ですが、それをどういうふうにしてやっていくかというのは非常に難しいという感じがします。何でも都会の真似というのではなくて、地方は地方なりに地方のストックを活かす、あるいは少子高齢でどっちかというUターンというか、それも一つの生きる道なので、何となく全体に東京へ東京へというんじゃなくて、この部分は地方だという、そういう競争社会、地方同士の競争社会が必要なような気がするのですけれども、具体的に実行するのは非常に難しいと思っていますけれども、そんな感じがします。

**【杉岡分科会長】** ありがとうございます。

この件につきましては、報告事項でございますので、特にご審議ということではございませんが、時間の関係上、この程度で、次の議題に移らせていただきます。

最後の議事でございますが、「平成16年度首都圏整備に関する年次報告」についてでございます。これも報告事項でございます。

事務局からご説明をお願いします。

**【加藤大臣官房審議官】** それでは、簡単にご報告申し上げます。

ご高承のとおり、首都圏整備に関する年次報告でございます。これは、首都圏整備法に基づきます整備計画の実施状況などを毎年ご報告しておるものでございまして、今年度は、今年の6月にご報告したところでございます。第1章で、首都圏整備をめぐる最近の動向について若干分析をしております。第2章は、首都圏の現況を整理し、第3章では、平成16年度の施策を整理をしたということでございますので、第1章の最近の動向について簡単にご紹介申し上げたいと思います。

ポイントは、3つございまして、すみません、資料5-2という3枚紙をご覧いただきたいのですが、第1点目は、首都圏住民の生活環境に対する意識ということでございます。ご高承のとおり、来年度から日本全体の人口は減少時代に入るわけでありまして、首都圏については、最近数年間大体年間10万人ずつの人口流入があるわけございまして、今後10年段階ではなお人口の流入が続いていくと推定をしているわけでございます。

そういう中で、1枚目の左側のグラフをご覧いただきたいのですが、現在の生活環境への満足度をアンケート調査をしてみますと、不満足だという比率の高い項目が、「災害に対する安全性」とか、あるいは「治安の良さ」、こういったものに対する不満足の高割合が高い。また、自分たちで費用負担が増加しても取り組むべきと考えている生活環境項目を聞いてみますと、「治安の良さへの安心感が持てる」、あるいは「医療・福祉施設が整っている」、あるいは「災害に対する安全性に安心感が持てる」といったようなものが高い比率になっておるわけでございます。そういうことで、首都圏さまざまな属性の人間が生活をしておるわけでございますけれども、総じて、身体とか生命とか財産とかそういったものの安心・安全の確保ということに対するニーズが高いというところでございます。

2つ目は、先ほどのお話にも出ておりましたけれども、首都圏における近年の特徴的な居住動向ということで、高層マンションを中心に取り上げてみました。平成11年～15年の5年間に、東京都心部、それから横浜の臨海部を中心におよそ28,000戸高層マンションが供給されているわけでございます。こういうところに住んでいらっしゃる方々に、永住したいかということ伺ってみますと、右側の真ん中のグラフにございますように、年代によってももちろん差はあるわけでございますが、平均してみますと、永住したいとおっしゃる方は住んでいらっしゃる方の半分程度ということでございます。右下の図にございますが、今度住み替えをするときに、どういうところへ住み替えかと伺ってみますと、およそ3人に2人の方は都心部付近で住みたいとおっしゃっていますが、約2割の方は郊外部あるいは自然豊かな地域で居住したいと、こういったニーズをお持ちの方も5人に1人ぐらいはいらっしゃるということでございました。

1枚めくっていただきまして、これと対照させるために、郊外の既に人口が若干減

少しおるような、そういった郊外の住宅地でも、同じようなアンケート調査をしております。現在住んでいる地域、あるいはその周辺で永住をしたいという方は全体の6割でございまして、住み替えを希望しておられる方でも、そのうちの6割の方々は、郊外部あるいは自然の豊かな地域で住み替えをしたいと、こういうふうにご回答をいただいております。当然と言えば当然のことでございますけれども、首都圏、いろいろな属性の方々が住んでいらっしゃる。生活感覚と申しますか、価値観と申しますか、そういったものも非常に多様になってきておるといってございまして、こういう住というものに対するニーズもかなりばらついてきておるといって申しますか、多様化してきておるといって改めまして認識したようなことと申します。

3つ目のポイントは、首都圏における国際化の状況ということと申しまして、右側の関東地方の地図を載せておりますが、これをご覧いただきますと、濃い橙色で、その市町村の人口の4%以上の人たちが外国人であるというところを印しております。昭和60年と平成12年比べていただきますとおわかりのように、かなり外国人の比率の高い市区町村が増えてまいりました。特に東京の都心部、あるいは横浜の中心部のみならず、例えば栃木県の真岡市とか、あるいは群馬県とか、そういった工場のあるところと申しますけれども、そういったところでも外国人の比率がかなり高くなっておるといって申します。こういう外国人の方々に伺ってみますと、近隣住民との付き合いといったようなところに不満を持っていらっしゃるというようなこともあるようございまして、そういった方々を含めた地域コミュニティといったようなものをどうやって育成していくかといったようなところが、一つの今後の課題であると考えておると申します。最近の動向で分析いたしましたのは、その3点と申します。概要は、以上と申します。

**【杉岡分科会長】** ありがとうございます。

ただいまの首都圏整備に関する年次報告につきまして、特段のご質問等がございましたら、お願いします。

**【横島委員】** 野田さんと加藤さんのお話2つ併せて、この分科会も危うくなっているようですから、ちょっと今までの印象をまとめて、質問代わりに意見を言わせてもらいます。

今まで、この分科会の位置付けは法律的に非常に重かったわりには、寄せ集め首都

圏整備計画だったという不満を私は持っておりました。今回の国土総合開発法の改正で、事業計画はやめて、その代わりにビジョンを示そうというのは、実は非常にいい変化だというふうに受け取ってはいるのですけれども、その変化の中でどういうビジョンをつくるのかは、今回の新しい広域地区編成が決まらないとできない。局長もそうおっしゃっている。それはそれでいいんです。これから広域地区をどう編成するか、皆さん叩き合いが始まるのだらうと思いますが、ちょっとその際のご参考というか、考え方として、首都圏というものの考え方は、今ちょうど加藤さんが言われたように、安全・安心に対してきわめて住民が不安を持っているという抜き出した特性がございます。他の地区と平行では考えられない要素が基本的に残っているわけで、単なる広域計画ではなくて、大震災を前提にした、あるいはそのような心配を前提にした安全・安心の地域づくりに対して、この地域は特段の配慮をしなければいけないという思想は、今や宿命的なものになっているわけです。

その意味で形成の理念というものをきちっと持たなければいけない。それは東京だけでも関東地区でもだめで、ここは一都七県の対象になっていますけれども、少し広域的ビジョンというものをこの地域の特性に合わせて見る。つまり、ビジョン・オン・ザ・ポジションとでもいうべきもの。このポジションが持っている特性に対して、誰が集中的に考えるのか、その場所がない。特に安全・安心の国土づくり、首都圏づくりに対して、これからそれぞれが考えればよいという問題と同時に、トータルとして都や県をネットワークし、広域首都圏全体がどのようにリンケージすれば、最悪の事態に対して助け合いができるかという計画は全くない。こういう状況の中では、何か要るのではないかというふうに思っておりまして、安全・安心対策を一つの中心にして、首都圏分科会がどうなるかは役所側の専権でございましょうけれども、このポジションが持っている危険の特性というのでしょうか、そういうものについて、ぜひ広域的ネットワークを明確に責任論でつなげるような形の位置設定を国土計画局として持っていたきたいということのお願いなんです。局長から一言お答えがあればいただきたい。

**【尾見国土計画局長】** まさにおっしゃるとおりで、私は前任が防災でしたので、首都直下の問題も2年がかりで今の人間まで含めてやってきたわけです。広域行政を担う話として広域ブロック計画を考えろということですが、やはり今までの経験の中で

も、防災は言われているわりに結構各県の壁が厚くて、相談して、各々と連携してやろうという雰囲気は実はそれほどではなかったというふうに思います。

今回、内閣府でも、あの首都直下は、関東大震災をイメージしたものではございません。ですから、広がりが少し違うのかもしれませんが、一応それを前提として国と各都県との連携をどうしたらいいかという課題を中心に据えて、この後、大綱の形でまとめるということだと思います。そういうものの中で時間の概念がなかなか実はありませんので、我々はそういうことをベースに置いた上で、これをプログラムとしてどう整備していくかという観点を盛り込んで広域計画をぜひつくっていただく必要があるのではないかなと。そのことを全国計画の中で、各地域地域、これはどういう書き方になるかはちょっとまだわかりませんが、今おっしゃった首都圏については、安全・安心という観点から、優先的な課題なのでこれをしっかりやれというようなことを明記していくつもりですのでぜひご意見をまた賜ればと思っております。

**【杉岡分科会長】** ありがとうございます。そのほか、何かありますか。

特にご発言もないようでございます。

本日は、予定されました議事につきましては、以上で終了いたしたいと思っております。

国土審議会 第九回首都圏整備分科会につきまして議事を終了いたしますが、事務局から何かご連絡事項があったらお願いします。

**【小橋大都市圏計画課長】** 特にございませんが、ご退出の際、お忘れ物のないようをお願い申し上げます。以上でございます。

**【杉岡分科会長】** どうもありがとうございます。

それでは、長時間にわたりご熱心にご審議ありがとうございました。どうも、司会の不手際でいろいろとご迷惑をおかけいたしました。どうもありがとうございました。

閉 会